

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 23 日

島根県知事
丸 山 達 也 様

提出者

住 所 島根県出雲市塩冶神前2-8-16

氏 名 今岡工業株式会社

代表取締役 今岡 幹晴

電話番号 0853-23-7778

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	今岡工業株式会社
事業場の所在地	島根県出雲市塩冶神前2-8-16
計画期間	令和 5年4月1日～令和 6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	670,000万円
③ 従業員数	97人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 がれき類（コンクリート塊）→再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化 ・土木工事 木くず（枝葉、根株）→再生処理業者に委託して、堆肥、チップ材として再資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) / ※別紙1のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 ※別紙2のとおり			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	3,708.50 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 中間処理業者に委託する再生利用を促進する。 ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	3,275.00 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 工事の施工段階において、発生抑制を検討する。 ・ 分別し再利用を促進する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類、混合廃棄物は分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないよう確実に分別、保管を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記内容を実施予定。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 実施予定無し。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 実施予定無し。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 実施予定無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ※別紙3のとおり

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	3,708.50 t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	2,043.12 t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	3,708.50 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	3,275.0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	2,395.0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3,275.0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。		
※事務処理欄			

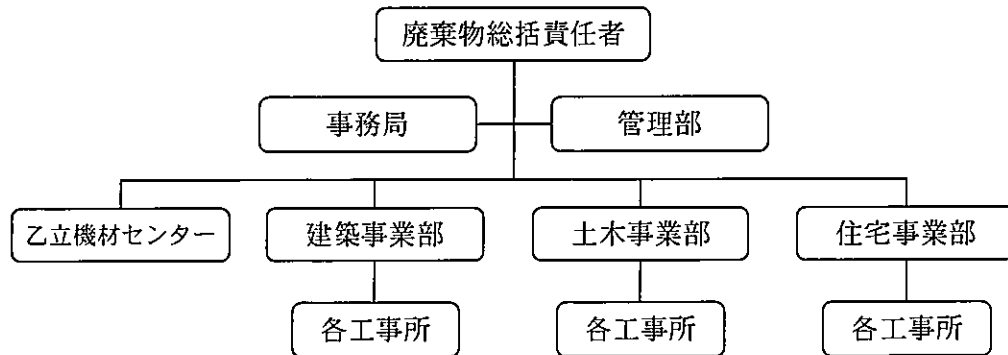
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図



①総括責任者

- ・ 廃棄物管理規定及び処理に関する事項の決定・承認
- ・ 廃棄物処理方針の決定・承認
- ・ 廃棄物処理方針の策定
- ・ 廃棄物管理規定の策定・改廃
- ・ 処理に関する各種事項の策定・改廃
- ・ 監督官庁への各種報告

②管理部

- ・ 社員に対する教育・啓発

③事務局

- ・ 廃棄物処理計画の作成
- ・ 廃棄物処理に関わる事務を行う。

④部門長

- ・ 工事所の廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
- ・ 処理業者・再生利用業者の調査・管理

⑤工事所

- ・ 廃棄物処理計画及び実施
- ・ 処理業者・再生利用業者の選定
- ・ 委託契約の締結
- ・ 監督官庁への報告

別紙 2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 【前年度（令和 4 年度）実績】

産業廃棄物の種類	01 がれき類	02 ガラスく ず・陶磁 器くず	03 廃プラス チック類	04 金属くず	05 混合（安 定型のみ	06 石綿含有 産業廃棄 物（安定 型）	07 建設汚泥	08 紙くず	09 木くず	10 繊維くず	11 廃石膏 ボード	12 混合（管 理型含 む）	13 石綿含有 産業廃棄 物（管理 型）	14 水銀使用 製品産業 廃棄物	排出量 合計
排出量 (t)	1,971.53	3.20	77.95	112.87	0.00		144.39		1,077.39		3.70	317.47	0.00		3,708.50

（これまでに実施した取組）

- ・ 中間処理業者に委託する再生利用を促進する。
- ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。
- ・ 工事の内容により、計画数量を下回った。

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	01 がれき類	02 ガラスく ず・陶磁 器くず	03 廃プラス チック類	04 金属くず	05 混合（安 定型のみ	06 石綿含有 産業廃棄 物（安定 型）	07 建設汚泥	08 紙くず	09 木くず	10 繊維くず	11 廃石膏 ボード	12 混合（管 理型含 む）	13 石綿含有 産業廃棄 物（管理 型）	14 水銀使用 製品産業 廃棄物	排出量 合計
排出量 (t)	1,800.0		20.0	50.0	0.0		100.0		1,000.0		5.0	300.0	0.0		3,275.0

（今後実施する予定の取組）

- ・ 工事の施工段階において、発生抑制を検討する。
- ・ 分別し再利用を促進する。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 【前年度（令和 4 年度）実績】

産業廃棄物の種類	01 がれき類	02 ガラスくず・陶磁器くず	03 廃プラスチック類	04 金属くず	05 混合（安定型のみ）	06 石綿含有産業廃棄物（安定型）	07 建設汚泥	08 紙くず	09 木くず	10 繊維くず	11 廃石膏ボード	12 混合（管理型含む）	13 石綿含有産業廃棄物（管理型）	14 水和使用製品産業廃棄物	排出量 合計
全処理委託量 (t)	1,971.53	3.20	77.95	112.87			144.39		1,077.39		3.70	317.47			3,708.50
優良認定処理業者への処理委託量	1,576.37	3.20	77.95	31.08			28.67		4.68		3.70	317.47			2,043.12
再生利用業者への処理委託量	1,971.53	3.20	77.95	112.87			144.39		1,077.39		3.70	317.47			3,708.50
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0			0		0		0	0			0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0			0		0		0	0			0

(これまでに実施した取組)

・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。

②計画 【目標】

産業廃棄物の種類	01 がれき類	02 ガラスくず・陶磁器くず	03 廃プラスチック類	04 金属くず	05 混合（安定型のみ）	06 石綿含有産業廃棄物（安定型）	07 建設汚泥	08 紙くず	09 木くず	10 繊維くず	11 廃石膏ボード	12 混合（管理型含む）	13 石綿含有産業廃棄物（管理型）	14 水和使用製品産業廃棄物	排出量 合計
全処理委託量 (t)	1,800.0		20.0	50.0			100.0		1,000.0		5.0	300.0			3,275.0
優良認定処理業者への処理委託量	1,500.0		20.0	20.0			50.0		500.0		5.0	300.0			2,395.0
再生利用業者への処理委託量	1,800.0		20.0	50.0			100.0		1,000.0		5.0	300.0			3,275.0
認定熱回収業者への処理委託量	0		0	0			0		0		0	0			0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0		0	0			0		0		0	0			0

(今後実施する予定の取組)

・再生利用が可能である廃棄物は、再生利用業者へ処理委託する。

・可能な限り優良認定処理業者から選定する。